

関東学生ホッケー連盟 社会人理事各位

### 関東学生ホッケー連盟常任理事の立候補について

いつも関東学生ホッケー連盟の業務に対しご協力、ご支援をいただき感謝申し上げます。

関東学生ホッケー連盟では2026年2月15日（日曜日）にオンライン会議にて総会を開催予定です。

詳細は別途ご連絡申し上げますが、総会へのご出席をよろしくお願ひいたします。

社会人理事の交代があった場合は速やかに本メールの宛先にご連絡ください。

さて、今年度は社会人理事の改選期となっており、総会で新役員を選任します。

関東学生ホッケー連盟では学生の活動を支援し、活動をより活発化させるため、関東学生ホッケー連盟役員会で常任理事として活躍される社会人理事の方を求めております。

是非、常任理事候補として名乗りを上げていただきたくお願い申し上げます。

手続きは（OB会等からの）常任理事候補推薦状を添えて本メールに返信いただければ結構です。期限は慌ただしくて恐縮ですが、1月18日（日曜日）必着とさせていただきます。なお、期限も迫っており推薦状が間に合わない場合はその旨お知らせください。後日お送りいただく事にします。

常任理事の仕事は年5回程度開催される役員会に出席の他、関東学生ホッケー連盟の種々の業務に対し、社会人の見地から助言など、支援を行うことです。

ホッケーを「する人」だけの競技から、「観る人」「支える人」を増やしていくかねばなりません。

そのためにも、今後も一層の活動強化が必要になります。

是非とも、なお一層のご協力・ご尽力をお願いいたします。

関東学生ホッケー連盟  
副会長 一川邦彦

#### （参考）関東学連規約抜粋

第7条 加盟大学（男女2チームある場合は、各チーム）は、当該大学に在籍する者の内から学連委員1名及び当該大学より推薦を受けた社会人理事1名を登録する。

学連委員、社会人理事が交代する場合は速やかに登録変更を行わなければならない。

第9条 総会は本連盟の最高議決機関とし、本連盟学生役員、学連委員及び社会人役員、社会人理事で構成される。

第23条 社会人役員は会長1名、副会長若干名、常任理事若干名、監事2名とする。

第24条 社会人役員には社会人理事のほか、学識経験者等を推薦することが出来る。ただし、常任理事の過半数は社会人理事でなければならない。

第35条 総会において社会人役員が改選された場合は、総会後の役員会において、役員の互選により常任理事の中から 理事長1名、副理事長2名、事務局長1名を選定する。